

様式13

会派視察研修計画書

平成30年 6月27日

碧南市議会議長 様

会派名 新しい碧南をつくる会

代表者名 鏑本 達朗

下記のとおり、視察（研修）を計画したので届け出ます。

| | | |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 参加議員 | 鏑本 達朗 | |
| 日時 | 平成30年 7月25日（水） | |
| 視察先 | 東京（地方議会総合研究所主催研修会） | |
| 研修内容 | 地方議会総合研究会主催のセミナー「適正な議員定数・議員報酬の算出法を考える」に参加 | |
| 日程 | 平成30年7月25日（水）10:00～17:00 「適正な議員定数・議員報酬の算出法を考える」 会場：アットビジネスセンター池袋駅前別館603号 地方議会総合研究所事務局：〒112-0011 東京都文京区千石2-34-6 電話03-6912-1930 | |
| 交通手段 | <input checked="" type="checkbox"/> 公共交通機関 （電車・新幹線） | <input type="checkbox"/> 公共交通機関 （飛行機） <input type="checkbox"/> 自家用車 |

※該当するものにチェック☑してください



会派視察研修報告書

平成30年 7月27日

碧南市議会議長 様

会派名 新しい碧南をつくる会

代表者名 鏑本 達郎

下記のとおり、視察（研修）を実施したので報告します。

なお、参加者議員1人分の視察研修報告書を添付いたします。

| | |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 参加議員 | 鏑本 達郎 |
| 日 時 | 平成30年 7月25日（水） |
| 視 察 先 | 東京 （地方議会総合研究所主催研修会） |
| 研 修 内 容 | 地方議会総合研究所主催のセミナー「適正な議員定数・議員報酬の算出法を考える」に参加 会場；アットビジネスセンター池袋駅前別館901号 |
| 日 程 | 平成30年7月25日（水）10：00～17：00 「適正な議員定数・議員報酬の算出法を考える」 会場；アットビジネスセンター池袋駅前別館901号 地方議会総合研究所事務局；東京都文京区千石2-34-6 電話03-6912-1930 |
| 備 考 | |

※ 相手方から收受した資料の写しを添付してください。

会派視察研修報告書

平成30年 7月27日

議員氏名 鏑本 達朗



視察（研修）に参加したので、下記のとおり成果を報告します。

記

- 1 期 間 平成30年 7月25日（水）
- 2 視察先 東京・地方議会総合研究所主催セミナー「適正な議員定数・議員報酬の算出法を考える」に参加
- 3 視察の種類 会派（新しい碧南をつくる会）
- 4 視察の成果等

地方議会総合研究所主催の地方議員対象のセミナー「適正な議員定数・議員報酬の算出法を考える」に参加してきました。会場は池袋駅西口前のアットビジネスセンター池袋駅前別館でした。当初の案内では、603号室でしたが、当日行ってみると、901号室に変更になっていました。沖縄県から宮城県までの20市町村議会から31名の議員の参加でした。講師は、廣瀬和彦氏でした。廣瀬氏は、明治大学法学部卒、元全国市議会議長会法制惨事で、現在、明治大学政治経済学部講師で、地方議会総合研究所の代表でもあります。

研修内容は、「適正な議員定数・議員報酬の算出法を考える」とし、これまでの歴史的経緯から決められている点を踏まえながら、今後、適正な議員定数と議員報酬を考えてみようというものでした。現在の風潮からすれば、一般市民に、議会の行っていることが目に見えず、議会の意味合いすら理解されず、何かといえば、議会に対する無知からくる厳しい視線が注がれているというのが、全国的な傾向であります。議員定数は削減される一方であり、議員報酬には、市民の厳しい視線にさらされているところです。その中であって、いかに理論的な見地から、適正な議員定数及び議員報酬の算出方法を考えるというものであります。

平成の大合併から地方議員が激減している状況で、平成10年と比べると地方議員は約半分に減っています。主に町村議員が減っている状況です。平成23年の地方自治法の改正において、議会改革と権限移譲の視点から議員定数は議会自ら決めなさいというものであります。この改正以後、議員定数の削減が議会改革であるかのようにりましたが、実際には、議員定数が減れば議会が活性化するわけではないことが立証されているということでありました。

議員定数の根拠はどこにもなく、議会の特徴でありその役割、市民の多様化する要望を行政に反映するという観点からすれば、基本的には、人口が増えれば増えるほど定数を増やしていくという人口比例方式をとるのが最善であるとのことで、他には、常任委

員会数方式という方法もあり、これは、常任委員会の数とその人数から割り出した定数のことで、議論しやすい人数は6人から8人が基本となっており、それを根拠に定数を割り出すというものでありました。その他には、住民自治協議会方式（小学校区方式）、議会費固定方式、類似都市との比較方式、面積・人口方式と説明がありました。しかしながら、やはり基本的な視点から、住民の代表である議員の定数は、住民の意思を反映させるものでありますので、人口に応じて、その定数を増やしていくべきではと思いました。ちなみに、諸外国では、人口比例方式が一般で、法律で決められているとのことであります。

次に、議員報酬についてであります。議会改革とコストの観点から、議員定数や議員報酬が議論されていますが、これは別のもので、一緒に議論すべきものではないとのことであります。議員報酬をコストと考えることに疑問であるといわれていました。議会の役割を考えるとそれなりの報酬が必要ではとの考えでした。議員のこれまでの観点から言えば、名誉職的要素が多分にあり、職業として認められているものではなく、兼業が常識とされていたわけであります。しかしながら、地方分権が進み、議員の仕事が専門職的な要素を帯び、専業でなければできない状況になっている現状から考えなければならぬとのことであります。また、議会の権限は大きく、首長と対する同等の権限があるものと考えなければならず、単なる特別な公務員ではなく、首長と同じく、選挙で選ばれている住民の代表であるという観点も見逃してはならない点であるとの考えでした。

以上の観点を踏まえ、議員報酬を考える手法として、①市政への貢献度を把握し、それをもとに議員報酬を定める考え方、②執行部職員の給与を基準とする考え方、③国会議員の歳費を基準とする考え方、④日当性を根拠に算出する方法、⑤当該団体の長の給与額を基準とする考え方、⑥比較方式、⑦議会費の割合を一定歳算出する方法が考えられるとのことであります。

①では、議員の仕事、即ち議員活動をどのように行っているのか、定例会等の義務的なものだけでなく、それ以外の公務や市民の陳情など公務以外の議員活動をどの程度行っているのかを算出し、それに応じて議員報酬を考えるものであります。この方法が一番納得がいく報酬の決め方ではなかろうかと思えます。具体的な金額を算出する段階で、⑤の方法である首長との議員活動の量の割合で決める考え方が良いのではと思われれます。

また、②の考え方も参考にすべきではと思いました。議員は、職員と同じ公務員としての取り扱いであるわけですが、選挙で選ばれていることから、その性格は異なり、一般職の最高級である部長の給与を参考に考えるのも一考であるとの思いでした。

いずれにしても、議員定数も議員報酬も、議会の役割と位置を正確に住民に理解されるよう、議員活動をどのように行っているのかが重要であり、いかに住民福祉のためのこれだけの仕事、議員活動を行っているのかを住民に認知してもらうことが大切で、そのあとに、議員定数と議員報酬の考えが決められていくものではと思われれます。今後提起されてくるかもしれない議員定数問題において、一つの指針を考えさせていただきました。大いに参考となるものと思っています。

また、研修会の中で、横浜市の市会ジャーナルが紹介され、これを参考に碧南市議会も導入を図るべきではと思いました。これは、議員の政策提言等の検討や議会審議などの議会活動を積極的にサポートするため、市政の重要課題等について、事務局の視点から調査編集したもので、議会事務局が作成し、各議員に配布されているものです。政策調査レポートや法制レポートが政策提言の参考となっているようであります。できうることなら、このような事務局のサポートがあればと思いました。